



宮 崎 県 公 報

平成28年11月17日（木曜日） 第 2847 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 37,200 円

目 次

告 示

- 生活保護法に基づく医療機関の指定……………（福祉保健課） 1
- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出（ “ ” ） 1
- 生活保護法に基づく施術者の指定……………（ “ ” ） 1
- 林業種苗生産事業者の登録……………（森林経営課） 1
- 道路の区域の変更（3件）……………（道路保全課） 1
- 道路の供用の開始（2件）……………（ “ ” ） 2
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定……………（ “ ” ） 3

公 告

- 宮崎県地域医療構想の策定……………（医療業務課） 3
- 公共測量の実施の通知……………（管理課） 3
- 選挙管理委員会告示**
- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 3
- 選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数…………… 3
- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 3
- 選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数…………… 3

告 示

宮崎県告示第 739号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成28年11月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
よしお歯科医院	都城市吉尾町 723-92	平成28年10月 1 日

宮崎県告示第 740号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成28年11月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
三ヶ尻整形外科医院	日向市鶴町 2 丁目 9 番 15号	平成28年 9 月30日

宮崎県告示第 741号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成28年11月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
日高 文博 （日高整骨院）	延岡市日の出町 2 丁目 1-9	平成28年10月27日

宮崎県告示第 742号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第 3 項の規定により、次のとおり林業種苗生産事業者の登録をした。

平成28年11月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登録 番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容		事業所の名称 及び所在地
		種 穂	苗 木	
1332	田村 浩嗣 宮崎市田野町甲38 06番地 2	採取	幼苗の育成・幼苗 以外の苗木の育成	田村 浩嗣 宮崎市田野町甲38 06番地 2

宮崎県告示第 743号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成28年11月17日から平成28年12月 1 日まで

	山線	町飯田字井ノ上 398番 4 地先から 同市同町飯田字川骨ノ前 258番 3 地先まで
--	----	--

宮崎県告示第 748号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 39 号）第 3 条第 1 項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定する。

平成 28 年 11 月 17 日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間
26	県道	宮崎須木線	東諸県郡綾町大字南俣字桑下 303番 1 地先から同郡同町同大字字深田 650番 1 地先まで

公 告

医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 4 第 1 項の規定により、同条第 2 項第 7 号及び第 8 号に掲げる事項を宮崎県地域医療構想として次のとおり定めた。

なお、「次のとおり」は、省略し、その構想を宮崎県福祉保健部医療業務課及び県の保健所に備え置いて縦覧に供する。

平成 28 年 11 月 17 日

宮崎県知事 河野俊嗣

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、公共測量の実施について、宮崎県地方務局長から次のとおり通知があった。

平成 28 年 11 月 17 日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 作業の種類
公共測量（不動産登記法第 14 条第 1 項地図作成）
- 作業地域
宮崎市青葉町、柳丸町、下原町及び吉村町の各一部
- 作業期間
平成 28 年 11 月 14 日から平成 30 年 2 月 28 日まで

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第 67 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数並びに同法第 76 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数（その総数が 40

万を超え 80 万以下の場合にあっては、その 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が 80 万を超える場合にあっては、その 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成 28 年 11 月 5 日現在次のとおりである。

平成 28 年 11 月 17 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後藤 仁 俊
選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数 18,663 人
選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数（その総数が 40 万を超え 80 万以下の場合にあっては、その 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が 80 万を超える場合にあっては、その 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数） 216,640 人

宮崎県選挙管理委員会告示第 68 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 80 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数（その総数が 40 万を超え 80 万以下の場合にあっては、その 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が 80 万を超える場合にあっては、その 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成 28 年 11 月 5 日現在次のとおりである。

平成 28 年 11 月 17 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後藤 仁 俊
都城市選挙区 46,142 人

宮崎県選挙管理委員会告示第 69 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数並びに同法第 76 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数（その総数が 40 万を超え 80 万以下の場合にあっては、その 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が 80 万を超える場合にあっては、その 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成 28 年 11 月 7 日現在次のとおりである。

平成 28 年 11 月 17 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後藤 仁 俊
選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数 18,663 人
選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数（その総数が 40 万を超え 80 万以下の場合にあっては、その 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が 80 万を超える場合にあっては、その 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数） 216,641 人

宮崎県選挙管理委員会告示第 70 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 80 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数（その総数が 40 万を超え 80 万

下の場合にあつては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) は、平成28年11月7日現在次のとおりである。

平成28年11月17日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

東諸県郡選挙区

7,792人